

※この法令は廃止されています。  
平成二十年文部科学省令第十号

免許状更新講習規則

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項、同項第一号、第二号ロ及び第四号、同条第三項第一号及び第二号並びに同条第六項の規定に基づき、免許状更新講習規則を次のように定める。

（講習開設者の資格）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第九条の三

第一項各号列記以外の部分に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関並びに教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。第九条第一項第一号に

おいて「免許法施行規則」という。）第六十四条第一項の表の下欄及び同条第二項の表の第四欄に規定する特別支援学校の教員養成機関

二 都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

三 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

四 前三号に掲げる者のか、文部科学大臣が指定する者

（認定の申請）

第二条 大学又は前条各号に掲げる者が、開設しようとする講習について、免許法第九条の三第一項の規定による文部科学大臣の認定を受けようとするときは、講習開始二月前までに、当該講習に関し次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 講習の名称

二 会場

三 期間

四 受講予定人員及び受講対象者

五 講習の内容及び時間

六 講師の氏名、主要職歴及び担当講習

七 修了の認定（免許法第九条の三第一項第三号に規定する修了の認定をいう。以下次号及び第六条において「修了認定」という。）の時期

八 修了認定の方法

九 その他開設しようとする者において必要と認める事項

（変更の届出）

第三条 免許状更新講習の開設者が、前条第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

（講習の内容）

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

必修領域  
領域

事項

時間

イ 国の教育政策や世界の教育の動向  
ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察  
ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものも含む。）  
ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題

六時間以上

イ 学校を巡る近年の状況の変化

時間

六時間以上

学習指導要領の改訂の動向等  
ハニカルカリキュラム・マネジメント  
ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性  
ホ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定する  
ト 育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的  
チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）  
リ 進路指導及びキャリア教育  
ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働  
ル 道徳教育  
ヲ 英語教育  
ワ 國際理解及び異文化理解教育  
カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報  
教  
育（情報モラルを含む。）等）  
ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容

選択領域 （講習の講師）	選択領域 （課題）	選択領域 （時間）
一 第一条第一号に掲げる者の職員であつて、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を担当している者	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の十八時間以上	
二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条の表の中欄に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者		
三 第一条第二号に掲げる者の職員であつて、学校教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者		
四 文部科学大臣が前三号に掲げる者に準ずる者として認める者 (修了認定の方法及び基準)		
第五条 免許法第九条の三第一項第二号ロに規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。		
一 第一条第一号に掲げる者の職員であつて、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を担当している者		
二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条の表の中欄に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者		
三 第一条第二号に掲げる者の職員であつて、学校教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者		
四 文部科学大臣が前三号に掲げる者に準ずる者として認める者 (修了認定の方法及び基準)		
第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。		
第七条 免許状更新講習の開設者は、適切な方法により、自ら実施する免許状更新講習の内容等に関する受講者の意向を把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。		
2 免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習を行った後、当該免許状更新講習の運営状況、効果等について評価を行い、その結果に基づき当該免許状更新講習の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その水準の向上に努めなければならない。		
3 免許状更新講習の開設者は、前項の評価を行った後、遅滞なく、当該評価の結果を文部科学大臣に報告するものとする。		
（認定の取消）		
第八条 免許状更新講習の開設者が、第三条から前条までの規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。		



(施行期日)

**第一条** この省令は、令和四年七月一日から施行する。

(免許状更新講習の評価及び当該評価に関する報告についての経過措置)

**第二条** この省令の施行前に行われた免許状更新講習に係る第五条の規定による廃止前の免許状更新講習規則第七条第二項に規定する運営状況、効果等についての評価及び同条第三項に規定する当該評価結果の文部科学大臣への報告については、なお従前の例による。